

山梨大学総合情報処理センター運用細則

制定 平成14年10月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、山梨大学総合情報処理センター(以下「センター」という。)の運用に関して、必要な事項を定める。

(業務処理組織)

第2条 センターに、次の2室を置く。

- (1) システム管理室
 - (2) 研究開発室
- 2 システム管理室は、次の各号に掲げる業務を担当する。
- (1) 情報処理システム、学内ネットワークシステムの構築及び維持管理に関すること
 - (2) 情報処理システムの運転操作に関すること
 - (3) 情報処理システムに構築されたデータベース及びプログラムライブラリ等の維持及び保全に関すること
 - (4) センターの利用の受付、利用経費の集計及び請求に関すること
 - (5) 全国大学共同利用大型計算機センターの利用及び大学間ネットワークの利用業務に関すること
 - (6) その他センターの日常業務に関すること
- 3 研究開発室は、次の各号に掲げる業務を担当する。
- (1) 共同利用のためのプログラム開発及びデータベース構築に関すること
 - (2) 利用者に対する情報処理の知識・技術の啓発、教育及び相談に関すること
 - (3) センターを利用する共同研究に関すること
 - (4) センターの広報活動に関すること
 - (5) その他センターの研究及びシステム開発に関すること
- 4 各室に室長を置く。
- 5 室長は、センター長がセンター員のうちから推薦し、センター運営委員会が承認した者について、学長が命ずる。
- 6 室長は、センター長及びセンターの専任教官を補佐し、室の業務を総括する。
- 7 センター員及びその他の職員は、第1項に規定するいずれかの室に所属し、室の業務を処理する。

(センター会議)

第3条 センター長は、センターの業務に関して必要がある場合は、センターの職員によるセンター会議を開催する。

- 2 センター会議は、センター長がその議長となる。

(情報処理システム相談員及び情報サーバ管理支援者)

第4条 センター長は、山梨大学総合情報処理センター利用規程に定める利用資格者の中から、情報処理システムの利用の相談に応じるための情報処理システム相談員(以下「相談員」という。)及び学内の情報サーバの維持・管理のための情報サーバ管理支援者(以下「支援者」という。)を、それぞれ委嘱することができる。

- 2 センター長は、相談員及び支援者に対し、必要と認められる資料を提供する。
- 3 センター長は、相談員及び支援者に対し、山梨大学総合情報処理センター利用規程に定める利用経費の一部を免除することができる。

附 記

この細則は、平成14年10月1日から実施する。